

木更津市緑の基本計画策定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 都市緑地法第4条第1項の規定に基づく市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、「緑の基本計画」という。）を策定するため、木更津市緑の基本計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 緑の基本計画の案を審議すること。
- (2) 緑の基本計画の策定事務に関する事項を審議すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

- 2 会長は、都市整備部長をもって充てる。
- 3 会長に不都合があるときは、あらかじめ会長の指名する職員がその職務を代理する。
- 4 委員に不都合があるときは、代理が出席するものとする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係課長等関係機関の職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、都市整備部市街地整備課に置く。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年6月30日から施行する。

別表

総務部長	企画部長	福祉部長	環境部長
経済部長	教育部長	都市整備部長	都市整備部次長（都市担当）